

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.050

| | |
|-----------|---|
| 処 分 名 | 建築物の耐震改修の計画の認定の取消し |
| 処 分 の 概 要 | 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取消することができる。 |
| 根拠法令等・条項 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） 第21条 |
| 処 分 基 準 | 認定の取り消しは、現在まで当該処分に係る事例がないことから、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であるため、設定しません。 |
| 設 定 年 月 日 | 平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日） |
| 備 考 | |

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築物の耐震改修の促進に関する法律

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。